

南島原市入札監視委員会

提言書

令和5年3月

1. はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の趣旨を踏まえ、南島原市の第三者機関として平成 27 年 10 月に設置された。

入札・契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと、新しい時代に向けより良い入札等の制度改革が求められている。

南島原市においては、平成 27 年度から本格的な入札制度改革に取り組み、入札監視委員会の設立や制限付一般競争入札の本格的実施など、様々な改革を段階的に行ってきた。

本委員会はこれらの取り組みを注視し、委員会が抽出した案件に対する市からの報告を受け、入札契約手続きに関する事項について審議を行ってきた。

審議状況については、今期 2 年間で 5 回の委員会を開催し、建設工事等の審議対象入札案件 693 件のうち、24 件を個別に抽出し審議を行ったが、このたび第四期委員会の任期満了の節目を迎えるにあたって、審議過程においてどのような議論を行ってきたのかを、以下のとおりとりまとめた。

今後も、南島原市の入札・契約制度がさらに改善されることを期待して、ここに提言する。

2. 南島原市入札監視委員会委員名簿

[任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日]

(敬称略)

区 分	氏 名	役職等
法律分野	梅本 義信	委員長 弁護士
経済分野	中村 良治	委員 税理士
技術分野	本田 博徳	委員 元長崎県職員
行政分野	岩本 公明	委員 元長崎県職員

3. 審議状況

①令和3年度 第1回 (令和3年11月17日開催)

- ・抽出案件の審議 7件
＜審議対象入札件数 (令和2年10月～令和3年3月) : 131件＞
- ・質疑案件 2件

②令和3年度 第2回 (令和4年3月29日開催)

- ・抽出案件の審議 5件
＜審議対象入札件数 (令和3年4月～令和3年9月) : 143件＞
- ・質疑案件 3件

③令和4年度 第1回 (令和4年9月8日開催)

- ・抽出案件の審議 6件
＜審議対象入札件数 (令和3年10月～令和4年3月) : 157件＞
- ・質疑案件 3件

④令和4年度 第2回（令和5年1月13日開催）

- ・抽出案件の審議 6件
＜審議対象入札件数（令和4年4月～令和4年9月）：262件＞
- ・質疑案件 4件

⑤令和4年度 第3回（令和5年3月30日開催）

- ・提言内容について

4. 主な審議内容

（1）参加業者が少ない入札又は辞退・超過が多い入札案件について

- ・令和3年度 第1回 原河地区用排水路整備工事
- ・令和3年度 第1回 空池原地区流末排水路工事に伴う布設替工事
- ・令和3年度 第2回 原城跡法面復旧工事（4工区）
- ・令和3年度 第2回 普通河川間貫川災害復旧工事
- ・令和3年度 第2回 市道白間崎線流末水路整備工事
- ・令和4年度 第1回 市道南島原自転車道線整備工事 口之津工区 6・2
外5件
- ・令和4年度 第1回 準用河川清水川（3）災害復旧工事

入札参加者が少なかった入札又は辞退・超過が多かった入札について審議案件として抽出した。市の積算と業者の積算について、比較を行い、本当に現場条件に沿った設計が出来ているか検証を行うこと、各業者の受注状況を考慮した指名選定を行うことを求めた。

また、特殊工法の案件については、入札参加条件を精査し、競争性の確保に努めるよう対策を求めた。

（2）類似工事の設定について

- ・令和3年度 第1回 南島原市防犯街路灯改修工事（2工区）外1件
- ・令和4年度 第1回 質疑案件②
- ・令和4年度 第2回 質疑案件②

類似工事の取り扱いについて、説明を求めた。

一般競争入札においては、類似工事を設定した発注が行われているが、指名競争入札においては、同種工事、概ね同一業者であっても類似工事が設定されていない。指名競争入札でも類似工事を設定することで、受注機会の拡大、工期短縮などの利点があるため、指名競争入札での取扱いを定め、条件に合致する工事については類似工事対象とするように求めた。

(3) 入札参加者が1者の場合の取扱いについて

- ・令和4年度 第1回 原城跡法面復旧工事 (3-2 工区)
- ・令和4年度 第1回 質疑案件①
- ・令和4年度 第2回 原城跡法肩復旧工事
日野江城跡崖面等復旧工事 (災害復旧)
- ・令和4年度 第2回 質疑案件①

一般競争入札において、入札参加者が1者のみの案件が確認されたため、その取扱いについて説明を求めた。

入札参加者が1者のみを認めるのは、再度入札や工期の制限がある場合など、その時々で判断されているが、特定の業者のみが入札参加し、落札をするということが続いていくことは競争性の確保に疑念が生じるため、入札参加条件や発注時期、入札方式を再度検討し、少しでも多くの業者が参加できるよう検討を求めた。

(4) 一般競争入札における事後審査申請の未提出について

- ・令和4年度 第2回 市道南島原自転車道線整備工事 南有馬8工区
外3件

一般競争入札において、落札候補者に決定されたにもかかわらず、その後の資格審査申請を辞退、未提出により受注されない案件が確認できたため説明を求めた。

特に、市道南島原自転車道線整備工事においては、年度開始間もない時期に全落札候補者が辞退等され、不落となった案件もあり、受注多寡による原因だけとは考えられない。設計内容を工夫することで、業者が受注しやすい工事内容とすることや、発注基準を検討、緩和し、多くの業者が参加可能とすること、また、発注時期の平準化を行い、業者の繁閑の差が小さくなるような対応を検討することを求めた。

また、資格審査申請の辞退が提出された際は、次回以降の発注の参考となる可能性があるため、辞退理由を聴取することを求めた。

(5) 設計違算について

- ・令和4年度 第1回 布津保健福祉センター改修工事
- ・令和4年度 第2回 普通河川馬場川緊急浚渫工事

上記2件の工事について、設計違算の状況について説明を求めた。

設計積算については、1つでも間違いがあれば、入札が成立しない場合があるので、常に慎重な対応をするように求めた。

また、設計内容に修正があった場合は、どのような事務処理をしていかな

ければならないか、今回の設計違算の経験を今後活かしていくように求めた。

5. 前回提言（令和3年3月）に対する改善状況

1. 総合評価落札方式の拡大、充実について

平成30年度より総合評価落札方式については、最低制限価格制度から履行確実性評価方式へと変更され、本方式は価格と技術提案、その他の価格以外の要素も総合的に評価し落札者を決定する。また不良不適格業者の排除、工事の品質確保及び事業者の技術力向上等を目的とするため、年間発注見通しを早期公表し、早期発注することでより良い技術者での受注が可能となり、企業育成や工事成績に影響する。このことを踏まえ、評価項目や評点等の見直しを図りながら活用を進めること。

（改善状況）

令和3年度、令和4年度については、市道南島原自転車道線整備工事の発注が本格化、災害の復旧工事発注が増加したことに伴い、市内業者については、技術者、現場作業員の確保が困難な状況となり、通常の制限付一般競争入札については、入札参加者の減少が見られ、活発な競争が働きづらい状況が続いた。このような状況の中では、総合評価落札方式による入札を選択する判断は難しく、令和3年6月に1件を実施するにとどまった。今後、市内業者の受注状況、工事発注件数を確認しながら、評価項目等の見直しを行い、総合評価落札方式を実施していく。

2. 物品調達一般競争入札の審議に対する取扱いについて

現在、入札監視委員会では「市が発注する建設工事及び調査・設計業務委託（コンサル）」を対象として審議を行っており、「物品調達」は審議対象としていない。大規模な物品調達など、案件によっては設計の在り方等、審議案件とすることが望ましいと考えるため、南島原市入札監視委員会条例第 2 条第 4 号により、物品調達の案件であっても一定の要件を設け、審議対象とするよう検討されたい。

（改善状況）

現在、「物品調達」については、大規模な調達予定はありませんが、今後、入札監視委員会において審議いただけるよう、審議対象の要件を検討し、条例改正等対応してまいります。

6. 提言

1. 発注時期の平準化

発注、施工時期を平準化することは、年間を通じた工事量の安定による工事従事者の処遇改善や、人材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営健全化に寄与し、ひいては競争入札への積極的な参加や工事の品質確保につながるものと考えます。このため、年度当初に公表する発注見通しに沿った計画的な発注を行い、また、余裕期間制度や繰越明許費等を活用した柔軟な工期設定が可能となるような取り組みを行うこと。

2. 落札候補者辞退への対応

制限付一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者に決定されながら、参加資格申請（事後審査申請）を辞退または提出されない案件が散見される。

参加資格申請を辞退等される際には、今後の発注業務に資するため対象業者へ辞退等の理由を聴取し、原因の把握に努めること。

令和5年3月30日

南島原市入札監視委員会

委員長 梅本 義信

委員 中村 良治

委員 本田 博徳

委員 岩本 公明